

附則第七条第一項第六号中「附則第四条第九項」を「附則第四条第十項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条中「附則第四条第三項、第六項又は第七項」を「附則第四条第四項、第七項又は第八項」に、「附則第四条第三項、第六項及び第七項」を「附則第四条第四項、第七項及び第八項」に改める。